（道路交通事業抵当法施行規則の一部改正）

第三条　道路交通事業抵当法施行規則（昭和二十七年運建設輸省令第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第二号中「第六条第一項第六号、第七号、第八号若しくは第九号」を「第六条第一項第八号、第九号、第十号若しくは第十一号」に改める。

告示

○個人情報保護委員会・金融庁告示第一号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第八条の規定に基づき、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインを次のように定め、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行の日（平成二十九年五月三十日）から適用し、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十一年金融庁告示第六十三号）は、同日をもつて廃止する。

平成二十九年二月二十八日

個人情報保護委員会委員長　堀部　政男
金融庁長官　森　信親

金融分野における個人情報保護に関するガイドライン

目次

第１条　目的等（法第１条関係）
第２条　利用目的の特定（法第15条関係）
第３条　同意の形式（法第16条、第23条及び第24条関係）
第４条　利用目的による制限（法第16条関係）
第５条　機微（センシティブ）情報
第６条　取得に際しての利用目的の通知等（法第18条関係）
第７条　データ内容の正確性の確保等（法第19条関係）
第８条　安全管理措置（法第20条関係）
第９条　従業者の監督（法第21条関係）
第10条　委託先の監督（法第22条関係）
第11条　第三者提供の制限（法第23条関係）
第12条　保有個人データに関する事項の公表等（法第27条関係）
第13条　開示（法第28条関係）
第14条　理由の説明（法第31条関係）
第15条　開示等の請求等に応じる手続（法第32条関係）
第16条　個人情報取扱事業者による苦情の処理（法第35条関係）
第17条　個人情報等の漏えい事案等への対応
第18条　個人情報保護宣言の策定（法第18条、第27条及び基本方針関係）
第19条　ガイドラインの見直し

第１条　目的等（法第１条関係）

１　本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第３号。以下「施行規則」という。）及び個人情報の保護に関する基本方針（平成16年４月２日閣議決定。第18条において「基本方針」という。）を踏まえ、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第６号。以下「通則ガイドライン」という。）を基礎として、法第６条及び第８条に基づき、金融庁が所管する分野（以下「金融分野」という。）における個人情報について保護のための格別の措置が講じられるよう必要な措置を講じ、及び当該分野における事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援する具体的な指針として定めるものである。

本ガイドラインにおいて特に定めのない部分については、通則ガイドライン、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第７号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第８号）及び同ガイドライン（匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第９号）が適用される。

２　本ガイドライン中「～なければならない」と記載されている規定について、それに従わない場合は、法の規定違反と判断され得る。

また、本ガイドライン中「こととする」、「適切である」及び「望ましい」と記載されている規定については、金融分野における個人情報取扱事業者がその規定に従わない場合には、法の規定違反と判断されることはないが、当該規定は、金融分野の個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人情報の取扱いに関して、金融分野における個人情報取扱事業者に特に厳格な措置が求められる事項として規定されており、金融分野における個人情報取扱事業者においては、遵守に努めるものとする。

３　本ガイドラインにおいて記載した具体例については、これに限定する趣旨で記載したものではなく、また、個別ケースによって別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。

４　金融分野における認定個人情報保護団体が個人情報保護指針を作成又は変更し、また、金融分野における事業者団体等が事業の実態及び特性を踏まえ、当該事業者団体等の会員企業等を対象とした自主的ルール（事業者団体ガイドライン等）を作成又は変更することもあり得るが、その場合は、認定個人情報保護団体の対象事業者や事業者団体等の会員企業等は、個人情報の取扱いに当たり、個人情報の保護に関する法令、通則ガイドライン及び本ガイドライン等に加えて、当該指針又はルールに沿った対応を行う必要がある。特に、認定個人情報保護団体においては、法改正により、認定個人情報保護団体が対象事業者に対し個人情報保護指針を遵守させるために必要な措置をとらなければならないこととされたことを踏まえることも重要である。

５　金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報の漏えい、不正流出等を防止等するため、個人情報の保護に関する法令、通則ガイドライン及び本ガイドラインのほか、関係法令等に従い、個人情報の適正な管理体制を整備する必要がある。

第２条　利用目的の特定（法第15条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

１　金融分野における個人情報取扱事業者が、法第15条に従い利用目的を特定するに際して、「自社の所要の目的で用いる」といった抽象的な利用目的では「できる限り特定」したものとはならない。利用目的は、提供する金融商品又はサービスを示した上で特定することが望ましく、次に掲げる例が考えられる。

（例）

- 当社の預金の受入れ
- 当社の与信判断・与信後の管理
- 当社の保険の引受け、保険金・給付金の支払い
- 当社又は関連会社・提携会社の金融商品・サービスの販売・勧誘
- 当社又は関連会社・提携会社の保険の募集
- 当社内部における市場調査及び金融商品・サービスの開発・研究
- 特定の金融商品・サービスの購入に際しての資格の確認

２　金融分野における個人情報取扱事業者は、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、その旨を明示することとする。